

スマートメーター等の整備計画について

○「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」第 81 条の 7 の規定に基づき、電気の需要の平準化に資するスマートメーターや料金メニュー等の整備に関する計画について、下記のとおり公表いたします。

～スマートメーターとは～

◇主に次の機能を持った新型の電子式電気メーターです。

- ・ 30 分間隔の電力使用量を遠隔で検針する機能（自動検針）
- ・ 電気の入切を遠隔で操作する機能（遠隔開閉）

- 当社サービスエリアにおける一般住宅等の低圧契約のお客さまを対象に、平成 28 年度から平成 36 年度末までの約 9 年間で、法定取替等に合わせ、スマートメーターを順次設置させていただきます。
- また、スマートメーターを活用した自動検針、遠隔開閉や使用電力量の見える化等の新たなサービス提供につきまして、平成 28 年度以降、準備が整い次第、順次開始させていただきますと予定しております。
- スマートメーター等を活用した柔軟な料金メニュー等の整備につきましては、今後の需給状況やお客さまニーズ等を踏まえて検討してまいります。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	～36 年度
スマートメーター 整備計画		調達 → 一部エリアに 設置	法定取替・新設工事等による設置 (平成 28 年 4 月から開始し、平成 36 年度末までに完了予定)		
		システム開発・改修	自動検針等		
料金メニュー等 整備計画					スマートメーター等を活用した柔軟な料金の研究、開発、導入

【参考】「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」第 81 条の 7（抜粋）

電気事業者は、…（中略）…電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。

…（中略）…

2 電気事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。